住宅・土地統計調査の準備事務を実施します

1月中旬から2月中旬にかけて、市内の一部の地域を対象として「令和5年住宅・土地統計調査の準備事務」を実施します。

この準備事務は、10月1日を調査期日として実施する「住宅・土地統計調査」を円滑に実施するためのものです。対象調査区内を前もって巡回し、調査区域を明確にすることを目的として実施します。

準備事務では、県知事から任命された指導員が、調査区内の建物の状況を目視で確認することで、状況の把握を行います。調査活動へのご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、本デジタル行政推進課(TEL㉒2128)へ。

〈かたり調査に注意してください〉

準備事務に従事する指導員は、県知事が発行した指導員証を携帯しています。

また、今回の準備事務で調査票の配布や個人情報の確認を行うことはありません。

不審に思われた場合は、デジタル行政推進課へ問い合わせてください。

統計調査協力員を募集しています

市は、統計調査協力員を随時募集しています。

各種統計調査で活動する調査員は、調査ごとに調査内容や実施地域・調査規模などに応じて、統計調査協力員に登録している人に依頼します。

統計調査は、毎年行う調査や5年ごとに行う調査など、いろいろな種類があります。調査の都度、調査内容や都合に応じて従事したいかどうかを判断してください。調査を実施する際は、担当する調査員に仕事内容の説明会を実施しますので、調査活動経験のない人でも安心して従事することができます。

1調査当たりの調査員任命期間は、おおむね2カ月程度で、調査終了後に受け持ち件数などに応じて調査員報酬を支払います。

登録希望者には申込書を送付しますので、気軽にデジタル行政推進課へ連絡してください。

詳しくは、本デジタル行政推進課(TEL㉒2128)へ。

募集要件 次の①～③に全て当てはまる人
①満20歳以上
②秘密保持などに責任を持って調査事務を遂行できる
③税務・警察・選挙・興信所などに直接関係がない

調査員の主な仕事
▽調査員説明会への出席
▽担当調査区の範囲および調査対象の確認
▽調査票の配布および回収
▽回収した調査票の検査

ホームページID 3022

障害者控除の対象者に認定書を発行します

要介護認定を受け、一定の基準に該当する場合は、障害者手帳を持っていなくても、確定申告や市・県民税の申告の際に障害者控除を受けることができます。

障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」の提出が必要です。次の申請場所で認定書を発行しますので、申請してください。

※障害者手帳を持っている人は、この手続きは不要です

対象 65歳以上で、左表の基準に該当する人

申請場所 介護保険課または、各行政センター

詳しくは、本介護保険課(TEL㉒2116)へ。

障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる人	要介護1以上で、認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる人	要介護1以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がA以上の人
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる人	要介護4以上で、認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢb以上の人
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる人	要介護4以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB以上の人
特別障害者	ねたきり老人	要介護4以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がC以上の人

※申告年分の12月31日(死亡している場合は死亡日)時点の介護度に基づく

「第一印象・外見力アップセミナー」参加者を募集

「再就職や将来への不安解消のために」、「なりたい自分を実現するために」、あなたの魅力を引き出すキレイ色(パーソナルカラー)を見つけましょう!

※パーソナルカラー診断はできません

とき 2月28日(火)午後1時30分～3時30分

ところ 市民会館

講師 柳澤美樹さん(公社)色彩検定協会認定色彩講師・新島学園短期大学非常勤講師)

対象 市内在住の女性

定員 15人(先着順)

参加料 無料

その他 無料で子どもの託児サービスを受けられます

※定員5人(生後6カ月頃から)

申込期間 1月23日(月)～2月10日(金)

申込方法 左の2次元コードから申し込んでください

詳しくは、本政策創造課(TEL㉒2396)へ。

ＪＲ渋川駅前広場に送迎用乗降場を設けます

渋川駅前広場リニューアル工事の一部完了により、新たな一般の送迎用乗降場の利用を開始します。

これにより、一般車両とタクシーの通行経路が変更になります。新たな通行経路は下図のとおりです。

なお、一部工事を実施中のため、通行には十分注意してください。

利用開始日 1月中旬(予定)

※具体的な日時は広場の入口などに掲示します

詳しくは、■都市政策課(TEL㉒2073)へ。

完成予想図

新型コロナ感染症傷病手当金・傷病見舞金の支給を延長します

12月31日を期限としていた手当金および見舞金の支給を、3月31日(金)まで延長します。

詳しくは、本保険年金課(TEL㉒2461)へ。

傷病手当金について

支給対象 市国民健康保険に加入している被用者(給与などの支払いを受けている人)が感染または感染の疑いがあって仕事を休み、事業主から給与などを受け取ることができない場合

支給対象日数 令和3年1月1日～令和5年3月31日(金)の間で、就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労ができない日数

※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月分まで支給

支給額 日額平均給与×3分の2×支給対象日数

※日額平均給与は、直近の連続した3カ月間の給与などの収入の合計額を就労日数で割った金額

申請方法 休業状況の確認などが必要なため、電話で問い合わせてください

傷病見舞金について

支給対象 次の①～⑤に全て当てはまる人
①市国民健康保険の加入者
②国民健康保険税の滞納がない世帯に属している
③個人事業主等として、営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入などを得て生計を維持している
④市新型コロナウイルス感染症傷病手当金の受給者ではない
⑤令和3年1月1日～令和5年3月31日(金)の間で、新型コロナウイルス感染症の感染により収入が得られない期間がある

支給額 被保険者1人につき20万円(1回限り)

申請方法 支給要件の確認などが必要なため、電話で保険年金課へ問い合わせてください

申請期限 5月31日(水)